

議員提出議案第2号

朝鮮民主主義人民共和国の弾道ミサイル発射に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年12月22日提出

むつ市議会議員 大瀧次男 様

提出者

むつ市議会議員	浅利	竹二郎
同	佐藤	武
同	工藤	祥子
同	杉浦	弘樹
同	東	健而
同	野中	貴健
同	佐賀	英生
同	斉藤	孝昭
同	山本	留義
同	富岡	直哉

むつ市議会議員 村 中 浩 明

同 鎌 田 ちよ子

同 住 吉 年 広

同 白 井 二 郎

同 濱 田 栄 子

同 佐 藤 広 政

同 富 岡 幸 夫

同 岡 崎 健 吾

同 原 田 敏 匡

同 佐々木 隆 徳

同 佐々木 肇

同 大 瀧 次 男

朝鮮民主主義人民共和国の弾道ミサイル発射に関する意見書

1 朝鮮民主主義人民共和国（以下、「北朝鮮」という）は、令和4年に入ってから、各種弾道ミサイルの発射をすでに20数回実施している。

また、我が国上空を通過した弾道ミサイルは、これまでに、今年10月4日の青森県上空通過を含め、7回にも及んでいる。

これは、国連の安全保障理事会で決議された、「北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験等の禁止」事項に著しく違反するものであり、国際社会の平和と安定を脅かすと共に、日本の安全保障上ゆるがせにできない暴挙である。

我が国としては、この暴挙に対抗するため、国際社会と連携した外交努力と合わせ、核弾頭搭載の弾道ミサイルの攻撃を視野に入れた、北朝鮮の核の脅威に真摯に向き合う必要がある。

2 北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本上空に飛来する可能性がある場合には、24時間いつでも全国瞬時警報システム（Jアラート）が作動し、弾道ミサイルに注意が必要な地域に伝達されることになっている。

しかしながら、今年10月4日及び11月3日の警報は、上空通過後に発動されていることや警報地域に誤報等もあり、国民が動揺した。

今後、Jアラートの情報発信に不信感を与える愚を避けるため、速やかに原因を究明し、国民の信頼回復に努めるべきである。

以上を踏まえ、北朝鮮の脅威を重く受け止めると共に、我が国の防衛上の課題を解消し、国民生活を不安に陥れている事態を打開するため、速やかに国の毅然とした安全保障体制の確立と、適切な外交措置を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、むつ市議会の総意をもって意見書を提出する。

令和4年 月 日

むつ市議会議長 大 瀧 次 男

意見書提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣 宛